頭町 世代育成支援金制度に

問合せ先

子育て支援所 役場福祉課福祉係

豊

支給時期の属する月の前月の末日において本町の住民基本台帳に6か月以上記録 され、現に居住する方で、対象者本人若しくは配偶者が出産し、または満6歳まで

出産日から60日後

4月と10月の2

所分)

対象児童を養育している世帯に 申請書を送付します。

【支給の制限】

次のいずれかに該当する場合は、支援金の支給はできません。

- ① 申請者および申請者と生計を同一にする方が、町税、町使用料等を滞納して いるとき
- ② 申請者が対象児を養育しなくなったとき
- ③申請者および対象児が町内に居住しなくなったとき
- ④ その他町長が支給することが適当でないと認めたとき

次代を担う児童の健全育成と子育て世代の定住促進を図るため、 子育で世帯に対し次のとおり「次世代育成支援金」を支給する制度

です。						
		出産祝金			健全育成 支援金	保育所通所 支援金
対〔	象 児	第1子	第2子	第3子 以降	満1歳から満6歳 までの誕生日を迎 えた児童	町内の保育所に通 所(一時保育を除 く)している児童
金	額	100,000円 (うち商工会商品券50,000円)	200,000 円 (うち商工会商品券 100,000 円)	300,000 円 (うち商工会商品券 150,000円)	100,000円 (うち商工会商品券 50,000円)	月額 5,000 円分 の商工会商品券

支対 象 の児童を養育している方。

利空

き家・

空

き

地

問合せ先

☎574-2216
役場企画課町づくり推進係

助特

可金をご活用くだ で定空家解体撤去

、ださい

去補

問合せ先

☎574-2214 役場住民課

活用事業補助

事業内容

空き家の賃貸料の一部に対して補助金 定住の促進を図るため、空き地の購入、

空き家・空き地の利活用による移住・

②家賃月額の2分の1とし、

度額を70万円とする。

移住者および子育て世帯は限

活特

帯は限度額を3万円とする。 月2万円とする。ただし、

最 大 24

子育て世 限度額は

◆特定空家解体撤去補助金について

を交付します。

支給時期

期(それぞれ前月 の6か月間の誕生 日を迎えた分)

4月と10月の2 期(それぞれ前月 までの半年間の通

福祉係に申請してください。

出生届提出時に

申請方法

用ください定空家解体撤去補助金をご 町へ寄附することもできます

1 土地・建物を合わせて、同時に寄附◆特定空家等寄附受付について (要件)

- することができること
- り、公共の福祉の増進と地域の振興当該土地・建物を寄附することによ に寄与することが認められること
- 所有者等の過去3年の住民税所得割 が非課税であること 役場住民課までお問合せく

度額:町内事業者利用50万円、町外式補助金額▽解体撤去費用の2分の1

町外事業

限

3

の一部を補助する制度です。 で対象要件を満たす場合、

対象要件を満たす場合、解体撤去費用市街地に所在する防災上危険な空き家

者利用25万円)

詳しくは、

ださい。

(月) です。 月)です。納期内に納めましょう。自動車税種別割の納期限は5月31日 は5月31日です

▼運輸支局で移転登録をお願い② 自動車を売買したとき

します。

▼運輸支局で抹消登録をお③ 自動車を廃車したとき

願い

します

自動車を廃車したとき

が5月6日(木)から発送されます。録に基づいて課税されます。納付通知書自動車税種別割は、4月1日現在の登 次のようなときは、 手続が必要です。

評価方法(倍率方式)に準じて計算く。)または国税庁における土地の費用、登記費用、仲介手数料等を除

された評価額の低い方の額の2分の

限度額は50万円とする。

▽空き家・空き地利活用域広報とよころ

①空き家の購入費用

(租税公課、契約

②移住者で、

空き家を貸借する方。

以内に居住し、10年以上居住する方。 または空き地を購入し、購入後3年

補助金額

①町内在住者または移住者で、

空き家

詳細は企画課までお問合せください

自動車税種別割

0

納期限

問合せ先

☎0155-27-8533 十勝総合振興局納税課

上記のほか、

各種要件があります。

補助対象者

録された住宅の建築が可能な空き地

手続き

「豊頃町空き家等情報バ

ンク

に登

定住促進等住宅取得補助金と併用可能

特記事項

対象物件

および居住可能な空き家。

▼札幌道税事務所自動車税部および運輸

輸局ホームペ

ジ

(http://wwwtb.mlit.

をご覧ください。

各種登録手続きについては、

北海道運

住所が変わったとき

支局で変更手続きをお願いします

談は、 go.jp/hokkaido/) 自動車税種別割の納税についてのご相 十勝総合振興局まで